

令和4年度名古屋高速道路料金改定に伴う交通変動分析業務委託
業務実施条件書

第1条 概要

本業務は、令和3年5月1日から名古屋高速道路の料金体系が改定された影響を多様な観点から分析し、料金改定前から残存または、新たに顕在化する課題等を抽出・整理し、その対応策の提案、想定効果の検証を行うものである。

また、あわせて経年比較を継続的に確認できるよう、集計を行うプログラムを汎用性の高い仕様で制作するものである。

第2条 業務の目的

名古屋高速道路のよりよい料金施策を目指すため、料金改定による影響について分析するとともに、料金体系の課題等を整理し、対応策の提案とその想定効果を検証することを目的とする。

第3条 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結の翌日から令和5年12月15日（金）までとする。

第4条 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、契約図書及びその他協議結果に基づいて、業務実施方法、工程、業務成果、業務実施体制等について記載した業務計画書を作成し、速やかに監督員へ提出しなければならない。

また、提出した業務計画書に変更が生じた場合は、監督員の指示に従い、変更業務計画書を作成し、速やかに監督員へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

第5条 業務打合せ

内容及び回数を以下に示す。ア及びウについては管理技術者の出席を必須とする。また、イについては、業務の進捗状況に伴う確認を行うことを主目的とする。1回あたりの時間は1～2時間程度を想定している。

ア．業務着手時打合せ（1回）

イ．中間打合せ（12回）

ウ．成果品納品時打合せ（1回）

なお、監督員が必要と認めた場合はこの限りではないが、その場合は受注者及び発注者の双方が協議の上、適切に設計変更を行うものとする。

第6条 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりである。

1 料金改定による交通影響等の分析

監督員から提供するデータや公開されているデータを用いて、料金改定前後の交通影響等を分

析するものとする。分析期間は料金改定 2 年前の令和元年 5 月から料金改定 2 年後の令和 5 年 5 月までのうち、監督員と協議の上、決定する 1 2 ヶ月分（以下、特定期間という。）とする。

また、料金改定による影響のみを分析するために、新型コロナウイルスの影響及び名古屋第二環状自動車道開通の影響等を切り分けて分析するものとする。

(1) 提供データ

①名古屋高速道路 ETC データ（車載器 ID※、利用入口、入口通過時間、利用出口、出口通過時間、利用車種、確定金額等）

※公社内以外で作業する場合には、別番号への変換を行うものとする。

②名古屋高速道路各ランプ間トラカデータ(台数、速度；最小単位 5 分間集計値)

③名古屋高速道路渋滞量データ

④名古屋高速道路利用を含む ETC2.0 データ

⑤その他提供データ

ア 単純集計データ

主な提供データ	主な内容
一般交通量調査結果	20 地点・12 時間交通量 (調査時期：R2.10,R3.3,5,6,10,R4.3,7,10 のうち、それぞれ平日・休日 1 日)
Web アンケート結果	約 7,000 サンプル(集計済み)
現金車アンケート結果 (利用出入口、車種)	約 1,400,000 サンプル(集計済み)
お客様ご意見状況	項目別月あたり件数
ETC 利用率状況	名古屋高速道路月別 ETC 利用率

イ 加工データ

料金改定前後 1 年のうち、4 ヶ月分の名古屋高速道路の ETC データと NEXCO 路線を走行した ETC データのうち、連続利用されていると考えられる利用を連携した ETC データ（以下、統合データという。）

ウ 基礎資料

料金改定前後の料金表（名古屋高速道路、名古屋第二環状自動車道等）、料金改定前後の割引制度等

(2) 分析項目

各データを下記の項目毎に集計・分析するものとする。

また、あわせて項目毎の相関分析を行う。

①経路別利用台数の変化

料金改定前後の特定期間における経路毎の車種、平日・休日毎、時間帯毎等の交通量変化を集計・分析するものとする。

②利用距離別利用台数の変化

①を活用し、利用距離毎にとりまとめて、分析するものとする。

③利用形態別利用台数の変化

①を活用し、利用形態（旧名古屋線内利用等）毎にとりまとめて分析するものとする。

④NEXCO との連続利用台数の変化

料金改定前後の統合データを集計し、名古屋高速道路及び NEXCO 路線を連続で利用する経路の交通変化を分析するものとする。

⑤多頻度利用者の経路別利用台数の変化

料金改定前後の特定期間における ETC データを集計し、同一利用者と想定される車両の利用経路や利用頻度等を分析するものとする。

⑥都心環状割引の効果分析

ETC 都心環状割引（放射路線と都心環状線の第 3・4 出入口との利用の際に第 2 出入口の料金まで引き下げる割引）の導入に伴い、料金改定前後における都心環状線出入口の利用割合について比較、分析するものとする。

⑦混雑時等におけるシームレス利用状況

料金改定において新たに導入された「経路によらない同一料金（名古屋都心流入割引、名二環迂回料金）」の効果について統合データを用いて、迂回台数を集計し、特に混雑時等における交通転換台数を分析するものとする。

⑧非 ETC 車の分析

料金改定前後の非 ETC 車台数及び現金車アンケート結果等を用いて非 ETC 車の料金改定の影響を分析するものとする。

⑨お客様ご意見の傾向把握

監督員から提供するお客さまご意見状況より料金関連のものを抽出し、分類ごとにその増減と傾向等について分析するものとする。

⑩一般道路への交通影響分析

料金改定前後の高速道路・一般道路の交通量を用いて、料金改定の影響を分析するものとする。

⑪その他

上記各集計項目について発注者から提供する資料も活用して、分析するものとする。

(3) 資料作成

(2)で集計・分析した内容についてとりまとめた資料をパワーポイント 20 枚程度で作成するものとする。

なお、作成時期は別途指示するものとするが、料金改定 2 年前から改定 1 年後の集計・分析が完了した後に初稿をとりまとめ、集計・分析の進捗により、3 回程度更新することを想定している。

2 料金改定の効果検証及び課題抽出・整理

(1) 料金改定の効果検証

1 において分析した結果等から料金改定による効果を検証し、整理するものとする。

(2) 料金改定後も残存または、新たに顕在化する課題等の抽出・整理

(1)を踏まえて、料金改定により改善されなかった料金改定前からの課題もしくは、料金改定により新たに顕在化する課題等を抽出し、整理する。

この際、監督員と課題の照合を行うため、打合せを適宜実施するものとする。

(3) 資料作成

2 (1)の検証結果及び 2 (2)で抽出し、整理した課題等についてパワーポイント 10 枚程度でとりまとめるものとする。

なお、作成時期は別途指示するものとするが、1(3)における料金改定前 2 年前から改定 1 年後の集計・分析完了時に初稿をとりまとめ、集計・分析の進捗により、3 回程度更新することを想定している。

3 課題等の対応策の提案及びその想定効果評価

(1) 課題等に対する対応策の提案

2 (2)で抽出された各課題に対して、それぞれ 2～3 案程度の対応策又は利用促進策等を提案するものとする。なお、提案内容は、監督員と協議した上で設定した内容とするものとする。

(2) 対応策等の想定効果検証

(1)で提案した改善策又は利用促進策等の与える効果を交通シミュレーションや交通量推計等を用いて、想定し評価するものとする。

4 集計プログラム制作及び報告書作成

(1) 集計プログラム制作

1 で分析した項目に対して、今後も継続的に傾向が確認できるよう、汎用性の高い仕様でプログラムを制作するものとする。

比較前後の一定期間のデータを投入することにより、変化・傾向等が図示等される仕様を想定している。

ア 確認可能とする項目

1(2)のうち、以下の項目とする。

- ①経路別利用台数の変化
- ②利用距離別利用台数の変化
- ③利用形態別利用台数の変化
- ⑤多頻度利用者の経路別利用台数の変化
- ⑥都心環状割引の効果分析

(2) とりまとめ資料の作成

本業務で分析し、検討・評価した内容についてとりまとめた資料を作成するものとする。様式はパワーポイント 30～40 枚程度とし、1(4)、2(3)で作成した資料に 3 で提案した対応策及びそれを想定・検証し、評価した内容を追加したものとする。

第 7 条 関係資料の貸与及び返還等

1 監督員は、業務遂行に必要な第 6 条 1(1)の資料及び下記の関係資料を受注者に貸与するものとする。

- ア. 関係する業務委託成果品
- イ. 道路構造等の把握に必要と認められるデータ
- ウ. 関係機関との打合せ資料や議事録等
- エ. その他、必要と認められるもの

2 前項の関係資料を受注者が借用する場合は借用書を監督員に提出するものとし、借用年月日及び返却期日等を明記するものとする。

3 受注者は、貸与を受けた関係資料に対し、損傷しないよう取扱いに注意し、業務完了後は直ちに返還するものとする。

4 受注者は、第 1 項に定める関係資料を第三者へ提供してはならない。

5 情報セキュリティ管理

本業務における個人情報の取扱事務及び情報セキュリティ管理については、契約書別記 1「個人情報取扱事務委託基準」及び別記 2「情報セキュリティに関する特約」によるもののほか、以下のとおりとする。

(1) 本業務において、ETC 車両通行データの個人情報の集計作業は、公社調査課内にて業務を行うものとし、統計的集計後データ及び作業による個人情報削除または個人が特定できない形へ変換後のデータのみ監督員の手渡しにより持ち出しを許諾する。

(2) 受注者にて用意するパソコンの取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ①業務実施期間中は、パソコンを公社調査課内から持ち出したり、ネットワークへ接続してはならない。また業務完了時には、内蔵 HDD 等のデータについては監督員において消去するものとし、別の監督員による確認を受けるものとする。
- ②ETC 車両通行データの集計作業で使用するパソコンの基本ソフト (OS) の管理者権限は監督員のみが保持するものとし、受注者はユーザー権限にて作業を行うものとする。

第8条 成果品

提出する報告書は、紙及び電子媒体で提出するものとし以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| ア. 概要版 | 1部 |
| イ. 報告書 | 1部 |
| ウ. 集計プログラム | 1式 |
| エ. 電子データ（電子納品及びデータの入ったCD-ROM等） | 1式 |
| オ. その他監督員が必要と認めたもの | 1式 |

第9条 その他

本業務実施条件書に疑義が生じた場合は、監督員との協議によるものとする。